

熊本県立大学後援会共同自主研究推進助成事業実施要項

(目的)

第1条 熊本県立大学後援会（以下「後援会」という）は、熊本県立大学に所属する学生（以下「学生」という）の自主的な研究を促進することを目的とする。

(事業の対象等)

第2条 事業の対象となる学生の共同自主研究活動（以下「研究」という）は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、単位が与えられる卒業論文、地域連携型卒業研究、ゼミや授業の一環としてなされる研究活動等には助成しないものとする。

- (1) 申請資格者は、研究に関わる複数の学部学生を代表する者とする。ただし、顧問として指導教員を置かなければならない。
- (2) 研究の内容は自由とするが、学生の能力向上を図るうえで有益なテーマ、課題、問題等についての研究であること。
- (3) 研究の目的、成果が、社会・地域又は学生に有益なものであること。
- (4) 研究は、原則、翌年度の9月中に終了すること。
- (5) その研究の成果物が提出され、後援会が主催する発表会に参加できること。

(助成額の上限)

第3条 一研究への助成額は、参加する学生1人当たり5万円、原則として総額25万円を上限とする。ただし、支給の対象となる学生については、後援会会費を納入（分割納入を含む）済みであることを要する。

(助成対象経費及び助成額の算定)

第4条 助成対象経費は、原則、研究のために費やされる旅費、宿泊費、材料費、印刷費、消耗品費、通信費等とし、委託料は対象経費から除外する。

- 2 備品（図書を含む）については、後援会の所有物とし、会長が事前に認めた場合に限り、助成金を使用できるものとする。学内等で借用可能な備品、IT機器、ソフトウェア類、メモリー類、また特に専門的な備品については、原則、助成対象としない。学生は、備品を良好に管理し、研究終了後、必ず後援会に返却しなければならない。
- 3 後援会は、返却された備品を多くの学生が活用しやすい方法で管理するものとする。ただし、図書については、原則、大学図書館に寄贈し、閲覧室または活用効率の高い部署への配置を求めるものとする。
- 4 助成額は、研究、調査の実施計画の妥当性確認後、実施計画に照らして個々の要求項目の必要性、性能・品質・数量等の妥当性について審査し、市場における調達可能価格を参考のうえ認定する。
- 5 旅費、宿泊費等の認定方法の詳細については、別途定める。

(助成の交付申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、10月1日から10月31日までの間に申請書（別記第1号様式）に事業企画書を添えて会長に提出しなければならない。ただし、助成の決定が当初の見込を下回る場合は、再度任意の期限を定めて追加募集を行うことができる。

(助成の決定)

第6条 会長は、前条の申請があった場合において、助成を適当と認めるときは、11月30日までに助成及び査定額を決定し、申請者に助成決定通知書（別記第2号様式）を送付する。追加募集においては、決定の期限を募集期限の1か月後とする。

(助成金の支払い方法)

第7条 助成金の支払いは、研究開始時に査定額を渡し、研究終了時に交付額の決定により精算する。

(実施計画の変更)

第8条 助成決定を受けて研究を行う者（以下「研究学生」という）は、研究目的達成のため実施計画を変更する必要がある場合には、変更計画書及び経費積算書を添付して、速やかに会長に報告し、承認を得なければならない。

2 会長は、第4条の規定に従い変更部分について速やかに審査し、内容が妥当と判断できる場合は、第3条の規定及び予算の範囲内で計画の変更を承認するものとする。

(実績報告の提出)

第9条 研究学生は、領収書または支払を証する書類を添付して第2条第4号に定める研究を終了すべき月の末日までに実績報告書(別記様式第3号の1、第3号の2)を会長に提出しなければならない。その際、報告された経費が申請時に届け出た経費を上回る場合は、研究学生はその理由を付さなければならない。

(交付額の決定)

第10条 会長は、前条の報告書に基づき、交付額を決定し、研究学生に交付額決定通知書(別記第4号様式)を送付する。

2 前項の交付額の決定に際しては、研究目的外または助成対象外に支出されたと判断される経費については減額するものとする。

(査定額の精算)

第11条 前条により交付額が決定次第、交付決定額が査定額を上回る場合は差額を交付し、査定額を下回る場合は、研究学生は差額を会長に返還しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 研究が申請の目的を達し得ないと判断される場合は、会長は、査定額の全部または一部の返還を求めることができる。

(成果の発表)

第13条 研究学生は、後援会が主催する発表会において事業の成果を発表することを要する。

附則

- 1 この要項は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成18年7月1日から施行する。
- 3 この要項は、平成24年7月27日から施行する。
- 4 この要項は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要項は、平成27年9月15日から施行する。
- 6 この要項は、平成28年10月1日から施行する。

熊本県立大学後援会共同自主研究推進助成事業 旅費、宿泊費等規程
(要項第4条第5項関係)

熊本県立大学後援会共同自主研究推進助成事業実施要項第4条第5項にいう旅費、宿泊費等の認定方法の詳細について、以下のとおり定める。

- 1 旅費については、原則実費を助成することとする。研究を行う者は、研究目的に沿って、できるだけ有効で効率的な旅行を計画・実施するものとする。
 - ア 鉄道、バス、航空機、タクシー、船舶などを利用する場合は、その運賃実費を助成対象とする。

この場合、報告書に一旅行毎の旅行日、旅行目的、利用交通機関名、旅行経路、旅行参加者名、運賃額が分かる一覧表とともに領収書を添付するものとする。
 - イ 自家用車を利用する場合は、走行距離1km当たり20円を助成することとする。

この場合、報告書に一旅行毎の旅行日、旅行目的、旅行経路、走行距離、旅行参加者名が分かる一覧表を添付するものとする。

なお、自家用車の使用に当たっては、十分な自動車保険に加入している車に限り使用することとし、必ず自動車保険で担保されるものが運転することとする。また、旅行計画にゆとりを持ち、運転者は安全運転に十分心掛けること。
- 2 宿泊費については、領収書に基づき、食事代を除く宿泊費を助成することとする。ただし、一人一泊当たりの助成額の上限を5,000円とする。
- 3 通信費について
 - ア 郵便、宅急便については、実費を支給するものとする。

この場合、報告書に同用件の通信毎に発送日、発送目的、発送先概略、発送数量、金額が分かる一覧表とともに領収書を添付するものとする。
 - イ 携帯電話による連絡については、1分当たり30円を助成するものとする。

この場合、報告書に通話一件毎に連絡先、連絡目的、通話時間、金額が分かる一覧表を添付するものとする。